6　防衛医科大学校卒業生（保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者又は保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第一九条又は第二一条の規定の適用については、同法第一九条第一号又は第二一条第一号に該当する者とみなすものとすることとした。（第一七条関係）

7　防衛医科大学校の学生であって保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練を受けている者は、非常勤とすることとした。（第一八条関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　防衛医科大学校の学生であって保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練を受けている者に対する給与として学生手当及び期末手当を支給するため、所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

2　事務官等に対して適用される俸給表から一般職の職員の給与に関する法律別表第六ロの俸給表を除くこととした。（第四条、第四条の二及び第五条関係）

3　航空機乗員に支給する航空手当について、その上限額を引き上げることとした。（第一六条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二五年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（法律第一〇一号）（財務省）

1　趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成二四年度から平成二七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二四年度及び平成二五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めることとした。（第一条関係）

2　特例公債の発行等

㈠　財政法（昭和二二年法律第三四号）第四条第一項ただし書の規定及び第四条第一項の規定により発行する公債のほか、平成二四年度から平成二七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第二条第一項関係）

㈡　㈠による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三〇日までの間、行うことができることとし、当該各年度の翌年度の四月一日以後発行される当該公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とすることとした。（第二条第二項関係）

㈢　㈠の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととした。（第二条第三項関係）

㈣　㈠により発行した公債については、その速やかな減債に努めることとした。（第二条第四項関係）

3　特例公債の発行額の抑制

政府は、2㈠により公債を発行する場合においては、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において当該規定により発行する公債の発行額の抑制に努めることとした。（第三条関係）

4　年金特例公債の発行等

㈠　財政法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二四年度及び平成二五年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　㈠により発行する公債についての償還及び平成二六年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てることとした。（第三条第二項関係）

㈢　㈠により発行する公債については、平成四五年度までの間に償還することとした。（第三条第三項関係）

㈣　㈠により発行する公債は、特別会計に関する法律（平成一九年法律第二三号）第四二条第二項の規定の適用については、国債とみなさないこととした。（第三条第四項関係）

5　政府は、平成二四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において2㈠により発行する公債の発行額を抑制することとした。（附則第二項関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律（法律第一〇二号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　老齢年金生活者支援給付金

㈠　国は、老齢基礎年金の受給権者であって当該老齢基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の公的年金等の収入金額と所得との合計額（政令で定める場合にあっては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。）が、老齢基礎年金満額を勘案して政令で定める額（以下「所得基準額」という。）以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金の受給権者に老齢年金生活者支援給付金を支給することとした。ただし、次のいずれかに該当するとき（(3)に該当する場合にあっては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しないこととした。（第二条関係）

(1)　日本国内に住所を有しないとき。

(2)　当該老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

(3)　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

㈡　老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給することとし、その月額は、次に掲げる額を合算した額とすることとした。（第三条関係）

(1)　給付基準額に、その者の保険料納付済期間の月数を四八〇で除して得た数を乗じて得た額

(2)　老齢基礎年金満額に、その者の保険料免除期間の月数の六分の一（保険料四分の一免除期間にあっては、一二分の一）に相当する月数を四八〇で除して得た数を乗じて得た額

㈢　給付基準額は、五〇〇〇円とし、当該給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の給付基準額を改定することとした。（第四条関係）

㈣　老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈤　その他老齢年金生活者支援給付金の支給期間及び支払期月、支給の制限及び未支払給付金に係る所要の規定を設けることとした。（第六条～第九条関係）